

大郷町農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律第19条に基づき、大郷町農地利用最適化推進委員の募集を実施し、大郷町農地利用最適化推進委員委嘱等に関する要綱（以下「要綱」という。）により次のとおり行います。

1. 募集内容

人数	11名 ※下記担当区域毎に決定
就任日	令和8年11月27日以降の新体制での農業委員会総会の日
任期	委嘱の日から令和11年11月26日まで
身分	地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員（非常勤）
主な職務	・農地利用の最適化に関する業務（農業委員との連携） （農地の貸し手・借り手等への働きかけによる農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた現場活動、農業者の意向確認等の調査活動、農地中間管理事業の利用促進。） ・農家相談業務 ・農地パトロール業務 ・農業委員会総会、審議等への意見、研修会等への参加
出務日数	・月3回から4回程度（現地調査・農家相談・農地パトロール） ・委員会の求めによっては、定例会への出席があります。
報酬	「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、年額250,000円に加え、実績給として農地利用の最適化に向けた活動及び成果に応じ、予算の範囲内で町長が別に定めます。
※推進委員の担当区域	大谷東部区域2名 大谷西部区域2名 粕川区域3名 大松沢区域4名

2. 推薦を受ける者及び応募者の資格

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）大郷町暴力団排除条例（平成25年大郷町条例第4号）に規定する暴力団員に該当する者

3. 推薦及び応募に係る手続き等

- （1）要綱に基づく推薦届出書又は応募届出書に所要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、締

切日までに大郷町農業委員会事務局へご提出ください。

なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

また、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(2) 推薦届出書等の必要な書類は、大郷町農業委員会事務局へ備えてあります。

また、大郷町のホームページからも様式がダウンロードできます。

4. 推薦及び応募の受付期間

令和8年7月14日（火）から令和8年8月10日（月）まで【必着】

5. 推進委員候補者の選定

推薦もしくは応募による委員候補者が募集人数を超えた場合、又は農業委員会が必要と認めた場合は評価委員会を開催し、提出された推薦書等をもとに候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

6. 結果の通知

結果の通知は、令和8年8月下旬頃に本人宛に書面で通知する予定です。

7. 推進委員の委嘱

推進委員候補者となられた方を、農業委員会総会にて決定した後、令和8年11月27日以降の農業委員会総会にて委嘱します。

8. 推薦届出書等関係書類の公表

募集期間の期間中及び期間終了後の2回、大郷町のホームページで提出された書類をもとに以下の内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢、性別
- (2) 推薦者（団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等
- (3) 推薦を受ける方、または応募される方の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- (4) 認定農業者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が、推薦を受ける方を農業委員として推薦しているか、又は応募される方が農業委員に応募しているか否かの別

9. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

大郷町農業委員会事務局 電話022-359-5517【直通】